



.....

◆ **第3章 計画の基本方針**

.....



1 基本理念と6つの視点

『スポーツは、世界共通の人類の文化である』

これは、「スポーツ基本法」の前文の冒頭の文章です。

また、「スポーツ基本法」では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であり、「日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参加することのできる機会が確保」されるべきとしています。

小美玉市の市民は、運動やスポーツをどう受け止めているのでしょうか。

本市のスポーツをめぐる現状を見ると、スポーツが好きな市民、スポーツをやりたい市民はたくさんいるのに、実際に取り組んでいる人は少ないという状況です。

また、子どものスポーツをめぐる現状を見ると、スポーツが好きな子どもは7割近くいるのに、自分が運動不足だと思っている子どもが5割近くいるという状況です。

子どもから大人まですべての市民が運動・スポーツをもっと好きになり、興味があるスポーツに気軽に取り組めるように、また、スポーツを通じた交流が地域の活力につながるように、「スポーツ基本法」の基本理念を踏まえながら、本市の「スポーツ推進計画」の基本理念を以下のように示します。



■6つの視点■

- ◇生涯にわたり、いつでも、どこでもスポーツを楽しもう！
- ◇学校、スポーツ団体、家庭及び地域の活動を連携させよう！
- ◇スポーツを通して、地域や世代間等の多様な交流を進めよう！
- ◇市民のスポーツによる健康づくりと安全なスポーツ環境をつくろう！
- ◇障がい者がスポーツに取り組むために必要な配慮や啓発を進めよう！
- ◇スポーツに対する市民の幅広い理解の醸成と支援を図ろう！

■基本理念■

スポーツで創ろう 元気なまち

～誰もが、いつでも・どこでも・いつまでも！
生涯にわたるスポーツライフの実現～

2 基本方針

<基本方針1> 子どものスポーツ機会の充実



幼児期から学童期、青年期の子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、また、子どもの運動・スポーツ活動が豊かなものとなるよう、子どもの体育・スポーツ活動の充実に総合的に取り組みます。

そのため、学校における運動・スポーツを中心としながら、幼児期から学童期まで、子どもの年齢や学年に合わせた体育・スポーツ活動の充実を目指します。

また、子どもたちが楽しく安全にスポーツができるよう、子どもを取り巻くスポーツ環境の充実を目指すとともに、より多くのスポーツにチャレンジできる場と機会を提供します。

<基本方針2> 生涯スポーツ活動の推進



小美玉市の市民が生涯にわたって、運動・スポーツ活動に気軽に取り組むことができるよう、ICT等多様な手法を活用しながら、市民のライフステージ*1に対応した施策を推進します。

特に、参加率が低い若者や女性、働く世代・子育て世代が気軽に参加できるような施策の強化を図るとともに、ユニバーサルデザイン*2に配慮しながら、高齢者や障がい者が安全に健康づくりやイベント・スポーツ大会に参加できる環境の充実を目指します。

さらに、市民がスポーツをもっと好きになるよう、スポーツに対する意識醸成を図るとともに、小美玉市のスポーツイベントやスポーツ施設に関する情報が市民に届くよう、運動・スポーツ普及のためのPR・啓発を強化します。

<基本方針3> スポーツ環境の充実



小美玉市のスポーツ環境の充実を目指し、スポーツ団体活動の支援・充実を図るとともに、スポーツ団体等指導者の発掘・育成、ボランティアの発掘・育成を目指した取組を強化します。

また、小美玉市のスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブ*3の充実に取り組むとともに小美玉市特有の取組である競技スポーツ・トップアスリート*4の支援や、市内の優秀選手等の顕彰を行います。

さらに、小美玉市の地域性を生かした新たな地域スポーツの充実を目指すとともに市内のスポーツ資源を活用し、実施可能なスポーツ大会・イベント、合宿等の誘致や、トップアスリートとふれあう機会を充実させるなど、多種多様なスポーツ交流を図ります。

<基本方針4> スポーツ施設の充実



市民が安心して運動・スポーツ活動を行えるよう、感染症対策などに留意した施設の管理や点検整備などスポーツ施設の安全確保に努めるとともに、利用者の利便及び質の向上を目指した施設の整備・充実を図ります。

また、小美玉市における質の高いスポーツ活動を実現するため、スポーツ施設の整備や既存施設の適正な維持管理について長期的な視点で検討します。

さらに、誰もが利用しやすいスポーツ施設を目指し、施設のバリアフリー化や施設予約システムのデジタル化など利用環境の充実を図ります。

*1 ライフステージ：入学、卒業、就職、結婚、子どもの誕生、子どもの独立、退職など人生の節目ごとに段階に分けること。

*2 ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいように設計・デザインすること。

*3 総合型地域スポーツクラブ：地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、多目的、多世代、多志向のスポーツクラブ。市内には小美玉スポーツクラブが設立。（平成29年度現在）

*4 トップアスリート：世界選手権大会等において好成績を収めているアスリートや、中央競技団体の強化選手など。

3 施策の体系

基本方針	基本施策	基本方向
1. 子どもの スポーツ 機会の充実 	1 幼児期における運動・スポーツ機会の充実	①幼児期から体を動かす機会づくり ②子どもが主体的に取り組む仕組みづくり
	2 学校体育・スポーツ活動の充実	①児童生徒の心身の健康づくり ②体力・運動能力の向上 ③運動部活動の充実
	3 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実	①多様なスポーツに取り組める環境づくり ②子どもの視点で安全なスポーツ環境の整備
2. 生涯 スポーツ 活動の推進 	1 若者・働く世代に対する運動・スポーツの推進	①若者・働く世代に対する運動・スポーツの推進 ②女性のスポーツ参加機会の推進 ③イベント・スポーツ大会への参加促進
	2 高齢者に対する運動・スポーツの推進	①高齢者の健康づくりの推進 ②イベント・スポーツ大会への参加促進
	3 障がい者に対する運動・スポーツの推進	①障がい者のスポーツ参加機会の推進 ②障がい者スポーツに対する理解・啓発
	4 スポーツ活動情報等の提供	①ICTの活用とイベント・教室等の情報提供の拡充 ②活動促進のためのPRの工夫
3. スポーツ 環境の充実 	1 スポーツ活動を支援する体制の整備	①スポーツ団体の育成・支援 ②スポーツ団体等指導者の育成・確保 ③スポーツを支えるボランティアの養成 ④総合型地域スポーツクラブの育成・支援
	2 特色あるスポーツ施策の推進	①競技スポーツの支援 ②スポーツ優秀選手等の顕彰 ③新たなスポーツ活動機会の創出
	3 多様なスポーツ交流の推進	①トップアスリートに触れる機会の充実 ②スポーツ大会・イベントの推進 ③スポーツツーリズム等の推進
4. スポーツ 施設の充実 	1 スポーツ施設環境の充実	①スポーツ施設の安全確保 ②スポーツ環境の整備・充実
	2 スポーツ施設の利用度向上	①施設のバリアフリー化の推進 ②公共施設予約システムの活用